

【資料 2】

主基田^{すきでんぬほ}拔穂の儀・住民監査請求の概要

一、主基田拔穂の儀とは何か

違憲のオンパレード（横田耕一）といわれる天皇代替わりの諸儀式に関して、その差し止めと損害賠償訴訟が東京地裁で進行中である。京都では、それとは別の闘いとして、「主基田^{すきでんぬほ}拔き穂の儀」に関する住民監査請求を始める。

主基田というのは、大嘗祭に使用する新穀を、亀甲を焼いて行くとされる呪術によって、生産する地域を皇居を中心に東西二つの地域から選び出し、東を悠紀田、西を主基田とするものである。この主基田に京都府が「占定」された。

主基田で行われる稲の栽培収穫は単なる農業生産ではなく、明白な宗教儀式たる大嘗祭に密接に関連する宗教儀式である。近代日本においては、この呪術的宗教のアイテムをそのまま使用すると同時に、新たに「天皇」に特別な神性を付与するという「国家神道」と呼ぶべき新宗教を創設し、これを臣民の道徳（つまり、宗教ではないもの）と強弁して国民に強制した。日本国憲法は、「国家神道」のような明白な規制対象でなくとも、呪術的な宗教一般（いわゆる神社神道など）についても、信教の自由を尊重するため、これと国や地方自治体などの公的機関が関わることを厳しく禁止している。だから、日本国憲法においては、この大嘗祭等の「国家神道」の中核をなす宗教を政教分離規定の最重要な対象（違反可能性が高い宗教）としているものとみなすべきである。

二、違憲行為をしないように「要望書」を提出

私たちは、昨年7月30日、「天皇代替わりに伴う違憲行為を監視する有志の会」を結成して、京都府知事に宛て、「政教分離をさだめる法令を遵守し、府知事をはじめとする府職員（地方公務員）に、これら即位・大嘗祭にかかわる諸儀式に関与させたり、公金を支出するなどの違法行為をしないよう厳重に注意し、国（宮内省）などから関与の要請があっても、憲法遵守の観点からきっぱりとこれを断る」よう『要望書』を提出した。

三、住民監査請求及び住民訴訟

主基田に関わる諸儀式については、府知事などの地方自治体の機関が関わるので、地方自治法に規定された自治体の財政支出に関する住民監査請求を行うことができ、監査結果に不服があれば、原告の精神的被害について賠償を求めることなどとは無関係に訴訟に進むこともできる。

訴訟を望むわけではないが、府は私たちの要望を無視して、数々の違憲行為を犯しそのために違法な支出を行ったので、要望書提出に参画した京都府民を中心に、今回、監査請求をすることになった。

請求人は、「要望書」に名を連ねた人たちの中の京都府民を中心に12名。宗教や歴史に関係する大学教員、市民運動を続けてきた府民などである。

請求の対象は、府が行った違憲行為の中から、主基田にかかわるもの三件の支出（計463,498円だけに限定した。限定の理由は、これらの行為については府が違法行為をせぬように独自に判断しうることと、その他の違憲行為については、現在東京地裁で進行中の損害賠償請求訴訟でも問われていることなどである。これによって、監査人はこの請求の妥当性を確実に判断できるからである。

四、その他・住民訴訟の意義等

30年前の天皇代替わりに際しても、大阪地裁で損害賠償請求訴訟が行われた。この訴訟において、大阪高裁は、即位の礼・大嘗祭等に国が関わり国費を支出することが憲法の政教分離原則に違反することを明白に指摘している。この指摘は、当然本件支払・支出についても当てはまる。同訴訟は、原告らから国に対する損害賠償請求であったため、原告らには違憲違法な国費支出による「損害がない」として請求が棄却されているが、本請求において請求人らは単に違憲違法な支出の是正を求めているだけであるから、監査人においては、同判決に基づき明確な監査結果が出せられると思われる。

また、30年前に同様に主基田に占定された大分県において違憲訴訟が提訴され、違憲性がないとの判断がなされたが、その後、自治体の政教分離違反の支出に関する新しい憲法判断基準が最高裁によって示されており（北海道砂川市政教分離違憲訴訟^{そらちふと}空知太神社事件、2010年1月20日、最高裁判所大法廷）、この基準に従えば、本件支出は当然のこと、大分県における支出も違法とされたはずである。

憲法遵守義務は、天皇・摂政その他公務員に課せられている（日本国憲法第99条）が、これを遵守させることは、私たち諸個人の権利であると同時に「不断的努力によつて、これを保持しなければならない（日本国憲法第12条）」責務であると考えられる。

なお、地方自治法が定める住民監査・住民訴訟の請求人及び訴訟原告になる資格が、単に当該自治体の「住民」とのみされていて、憲法第14条にあるように「人種、信条、性別、社会的身分又は門地により（中略）差別されない」だけではなく、国籍や年齢も問わないとされていることの意味について一言述べておかねばならない。日本の中には、日本国籍を持たない、あるいは、もてないという形で国税や地方税を支払って生活する多数の「住民」が存在している。日本の国籍法は、血統主義を原則としているので、私見では「社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」とする憲法に反しているのではないかとと思われる。このことは、「国民主権」という言葉があっても、その「国民」への参入・離脱が、そもそも等しい人権を具えた諸個人の自由な選択に任されていないということを意味する。憲法の下位法にすぎない国籍法が主権者を限定するなどということがあってはならないはずである。国籍法自体の問題は、ここで深く追及することはしないが、地方自治法の定める国籍を問わない「住民」の定義は、この矛盾を解決する糸口であると思われる。地方自治法が、日本国憲法全体の精神によく符合していることを明確化することも、本件提起の重要な意義として位置付けたいと思う。

【提訴報告】

提 訴 し ま し た

われわれが8月21日に京都府監査委員会に対し提出した、京都府知事らが「主基田抜穂の儀」他大嘗祭関連の諸儀式に参列したことの公費の違法支出を問う監査請求に対し、10月5日付で京都府監査委員会から「本件支出について、これを是正する事由は認められない」とわれわれの請求を退ける決定が届きました。

ということで、われわれは当然その結果に納得できるわけではなく、その通知以降、「京都・主基田

抜穂の儀違憲住民訴訟」の提訴を準備し、11月4日、訴状を京都地裁に提出しました。

今回の訴訟の原告は監査請求人全員、弁護団は、大阪弁護士会から30年前に全国から約1700人の原告を募集して提訴した即位礼・大嘗祭違憲訴訟の中心となった加島弁護士他、安倍首相靖国参拝違憲訴訟の弁護団の弁護士合わせて6人と京都弁護士会から諸富弁護士他、オンブズマン関係等の弁護士の合わせて4人、計10人の弁護士の方々です。

11月4日午前10:30に原告、弁護団、事務局のメンバーが京都地裁に集合し、マスコミによる裁判所への入場の様子の撮影を経て、裁判所に訴状を提出し、その後、記者会見を開きました。

記者会見ではまず、原告代表で菱木政晴さんが、昨年7月に行った京都府に対する、違憲行為をしないようにという意見書の提出、監査請求を経て今回の提訴に至るまでの経緯を説明し、続いて原告として駒込武さん、朴実さんが発言し、その後、弁護団から諸富弁護士、加島弁護士もこの訴訟の説明をしました。その中で菱木さんは、「大嘗祭」、「主基田抜穂の儀」は国家神道の宗教儀式であって、単なる社会儀礼とは言えない。私人として宗教儀式を行うのは勝手だが、それに対して公費を支出するのは絶対に許せない。違憲判決を出しても誰も困らないので、裁判所は是非、違憲判決を出してほしいと訴えました。

京都新聞

11月5日

2020年(令和2年)11月5日 木曜日

17版 社会2 26

府知事大嘗祭参列 違憲提訴

原告市民「違反是正は責務」



西脇知事らが公務で大嘗祭の諸儀式に参列し、公金を支出したのは違憲と訴えて会見する原告ら(4日、京都市中京区)

昨秋行われた天皇即位に伴う祭祀「大嘗祭」の諸儀式に京都府の西脇隆俊知事らが公務で参加したのは憲法が定める政教分離の原則に違反するとして、西脇知事に公金約39万円の返還を求めて4日に提訴した原告らが京都市内で会見し、憲法が定める政教分離の原則にのっとった判断を求めた。

原告代表で元大学教授の菱木政晴さん(70)「西京区」は「大嘗祭は国家神道の中心的儀式だ。宗教に

は信じる自由もあるが、信じていない自由もある。儀式には信仰する人が費用を出すべきで、公費を使って知事が参列することは絶対にいけない」と強調。「政教分離を守ることとて困る人はいないし、全てのひととて有益なはず。憲法の規定に違反する行為を是正するのは、1人の市民として当然の責務だ」と述べた。

平成の代替わりの際にも、大嘗祭への公費支出を巡って各地で訴訟が提起された。

府は諸儀式への知事の参列について、「憲法上の政教分離規定に違反しない社会的儀礼の範囲内だと考える」とコメントした。

訴状によると、昨年9月、南丹市で行われた、大嘗祭に使うコマを収める儀式「主基田抜穂の儀」や、同11月に催された主要儀式「大嘗宮の儀」などに西脇知事や府職員らが参列し、給与や旅費計約39万円の支給された。宗教儀式に関与し公金を支出することは憲法に違反すると主張している。